22. 会社設立手続き

外国法人は、チェコ企業家と同等な条件及び範囲内で不動産取得を含む商取引を行う権利がある。単独事業主或いは共同設立者として会社を設立でき、既存のチェコ企業にも参入できる。

外国法人は、チェコで登録した支店、またはチェコ法人を設立することによりチェコ国内で事業を行うことが可能。4種類の法人形態のうち有限会社（s.r.o.）と株式会社（a.s.）が最も一般的である。合資会社（k.s.）や合名会社（v.o.s.）といったその他の法人形態は、税法上の理由で（殆どの場合はドイツ語圏の投資家により）利用される。尚、次の欧州における法人形態もチェコ国内での営業を認められている: (1) 欧州経済利益団体、(2) 欧州会社SE、(3) 欧州協同組合。支店も会社も、商業登記によって設立とみなされる。チェコの会社設立には、チェコの公証人による公正証書が必要となる。また、チェコ国外に本社を構え外国法に基づいてビジネス目的で設立された法人は、所定の条件を具備すれば登録事務所をチェコに移転できる。2014年1月1日の私法改定（新規民法及び会社法）により、私法環境は著しく変わった。

支店

外国法人の支店はチェコ法人ではないものの、外国法人の代表として機能し、法人としての責任を負わされる。支店は、本社と一致した事業活動以外は行なう権利がない。また、外国法人を代表し支店業務を担当する権限を与えられた代表者を任命する必要がある。商業登記簿には、代表者を登録しなければならない。支店の親会社の設立時に適用された法律は、支店の内部取引にも適用される。

有限会社（SPOLEČNOST S RUČENÍM OMEZENÝM / s.r.o.）

設立

有限会社は、中小企業の法人形態として一般的に用いられる。設立は、(1) 単独（個人または法人）の設立証書、或いは (2) 複数の法人または個人が締結した設立趣意書による。設立証書、設立趣意書共に公正証書でなければならない。

登録資本金

会社の登録資本金は、出資者の出資によって構成される。各出資者の最低出資額は、1 CZK である。ただし、最低出資額で出資した場合、支払不能（それに伴う法的な経営責任者と所有者への影響も含む）リスクを考慮すべきである。現金以外の出資については商業登記前に確定する必要があり、その内容と価値（公認鑑定人の評価した価値）及び当該鑑定人を、設立証書或いは設立趣意書に明記しなければならない。現金拠出額の最低 30%は、商業登記前に払い込む必要がある。

持分権

有限会社は株を発行しない。持分権の取得は、出資参加とそれに伴う権利及び義務の発生を意味する。持分権の大きさは登録資本金への拠出額で基本的に決まる。有限会社においては、権利や義務の異なる持分権が数種存在し得る。例えば、ある持分権は会社に勤める義務が発生する一方、他の持分権はより大きい出資額を拠出する義務を伴う。出資者は、設立証書または設立趣意書がそれを許可している場合に限り、一種類以上の持分権を保持できる。

有限会社における持分権は、株式会社の株ほど容易に譲渡できない。譲渡の際は、公証人の面前で署名した合意書が必要となる。設立趣意書に別途定めがない限り、出資者は総会の承認なしに他の出資者へ持分権を譲渡することができる。尚、総会の承認を得られれば、第三者への譲渡も可能となる（設立証書または設立趣意書の定めによりそのような承認が不要の場合もある）。
持分権は「kmenovy list（共通証書）」という証券により表象できるが、譲渡が制限されていない持分権または譲渡条件が付帯されていない持分権でなければならない。譲渡の手段として、口頭または文書による合意、裏書、あるいは手交がある。

会社機関

有限会社の企業統治は、株式会社より簡易である。有限会社は取締役会を設置しない。執行機関は、1 名もしくは複数の法的な経営責任者から構成される。法律的制限はないものの、設立証書や設立趣意書にその人数を規定しなければならない。法的な経営責任者は、総会（会社の最高機関）或いは総会の権限を発揮する単独出資者により任命される。設立証書または設立趣意書に別途規定のない限り、法的な経営責任者はそれぞれが会社の代表として業務遂行する。設立証書または設立趣意書の定めにより、法的な経営責任者は共同機関を構成し株式会社の取締役会に相当する法的な立場を得ることも可能である。また、監査役会の設置は法的に要求されないが、設立証書または設立趣意書の定めにより設置可能である。

株式会社（AKCIOVÁ SPOLEČNOST / a.s.）

設立

株式会社は、通常は大企業に適用される。単独株主または複数の株主（個人または法人）が定款により設立できる。定款は、公正証書でなければならない。

株式

株式会社は、紙の株券か電子株券の何れの形によって無記名株式、または登録株式を発行できる。2014 年 1 月 1 日以降、紙の無記名株券は無効となったため、発行済みのものに関しては、銀行に預託するか電子株式と交換する必要がある。登録株式の譲渡は定款により制限できるが（例えば、株式譲渡は株主総会の承認を要する等）、除外はできない。無記名株式の譲渡は、制限することが不可能。登録株式の譲渡手段として、口頭または文書による合意、裏書、あるいは手渡しがある。電子株式は、新規所有者を中央証券保管機関へ登録することにより譲渡される。

登録資本金

最低資本金は 200 万 CZK である（または、特定法の定めによりユーロによる会計が可能な会社の場合は 8 万 EUR）。申請した商業登記が完了する前に（定款の定めがあればもっと早く）登録資本金の 30%以上を払い込まなければならない。

会社機関

株式会社の執行機関は取締役会である。取締役会の構成員の選任・解任は、総会（定款の定めに応じて監査役会）により実施される。取締役会は、総会及び監査役会の決議事項以外の事項を決定する。株式会社は、取締役会の活動及び会社の運用を監査する監査役会を設置する必要がある。500 人以上の従業員を有する会社においては、監査役会の 3 分の 1 は従業員によって選任されなければならない。この義務は 2017 年 1 月に導入され、既存のチェコ企業は 2019 年 1 月までにこれを適用する必要がある。

尚、取締役会及び監査役会の代わりに、理事会及び単独経営者を設置することができる。選択した会社機関構成（即ち (1) 取締役会と監査役会、或いは (2) 理事会と経営者）を定款で定めなければならない。定款で定めた場合に限り、理事会を一人で形成し、その一人が経営者の役割を同時に務めることができる。

会社設立

上記の通り、有限会社および株式会社は、チェコの公証人が作成した公正証書により設立する必要がある。

口座開設

商業登記（以下参照）を行なう前に、設立者は特定の専用口座へ出資金を振り込まなければならない。会社の商業登記が完了するまで、銀行は当会社（もしくは他者）に対し、その出資金を設立関連費用以外の目的で使用させない。

専用口座は、会社の出資金管理者と銀行間の契約に基づき開設される。出資金管理者とは、出資金（現金及び現金以外）の（商業登記に先立つ）支払の責任を有する個人（設立者またはその他の者）である。外国人も出資金管理者として認められる。

出資金管理者は口座開設のため銀行に出頭しなければならないため、外国人の場合は実質上困難な場合が多い。一方、出資金管理者による委任状（署名を公証人が承認したもの）に基づき口座開設を認める銀行もある。煩雑さを避けるため、会社設立（及び出資金管理者の任命）に先立ち、当該銀行と専用口座開設条件について相談することを推奨する。また、口座に預金した出資金を出金する権利を個人に与える場合、当人による銀行への出頭を要請される場合もある。

営業許可証及び企業代表

商業登記（以下参照）に先立ち、会社及び支店は営業許可管理局から事業活動に見合った営業許可証を取得する必要がある。そのため、営業許可証の要件への適合性に責任を負う代表責任者（チェコ語で「odpovědný zástupce」）を任命しなければならない。但し、80 種類に亘る一般的な事業活動の許可証（チェコ語で「volná živnost」）に関しては、代表責任者の任命が要求されない。一人の代表責任者が会社における複数の営業許可証に対して責任を負うことは可能であるが、一人の代表責任者が 4 社以上の代表責任者を務めることはできない。

申請の際、営業許可管理局に一つの申請書を提出することにより、(1) 営業許可証と、(2) 税務登録（物品税と一定の環境税以外のあらゆる税の登録）を同時に行うこともできる。

責任・刑事責任

株式会社の株主は、会社の債務を保証しない。有限会社の出資者は、登録資本金のうち未払分の会社債務のみ連帯で保証する。チェコ企業の法的な経営責任者と経営者と役員は、しかるべき注意を払ってその職務を履行すべきである（その責任を怠って会社に発生した如何なる損害に対する責任を負う）。場合によっては、影の経営者（会社に正式な職務がなくても、実質上チェコの企業管理を行う人）、または同じグループに属する企業も、その影響がもたらしたチェコ企業の損害に対する責任を負うことがある。チェコ法律制度では、法人の刑事責任の概念が認められている。この刑事責任は、チェコ国外でも効力を持つ場合がある。この概念に従い、法人の利益のためにその経営者、従業員、あるいは関係者が罪を犯した場合に、その法人の訴追を可能とする場合がある。

商業登記

地方裁判所に当たる登録裁判所が管理している商業登記 （www.justice.cz にて公開）を終了してはじめて会社が正式な法人格を持つ。会社の執行機関は、会社設立後 6 ヶ月以内に（設立証書、設立趣意書、定款で別途定めない限り）商業登記を申請する必要がある。商業登記における必須の所定書式は、法務省のウェブサイトで入手できる。登録裁判所は、会社の登録または決議を遅滞なく行なう義務を負う。

書類

商業登記申請の際、下記を含む全ての登記項目に関する証明書類を添付しなければならない：

- 発起人の有効な設立及び存在の証明書（商業登記の抄本が一般的）及び代表者の代表権限を証明するもの（何れも 3 ヶ月以内のもの）
- 設立証明書
- 登録資本金の要求最低額が払い込まれた証憑（通常は該当銀行明細書）
- 執行機関及び監査機関の構成員が署名した宣誓供述書、及び各構成員による商業登記への個人情報記載に対する合意書、
- 各代表者及び監査役会構成員の無犯罪証明書（チェコ国民またはチェコが現在の居住地である EU 市民の場合は、チェコの犯罪記録の抄本で、裁判所が自らそれを入手する。代表者が EU 市民の場合は、その出身国或いは最後に滞在した EU 加盟国の犯罪記録の抄本、非 EU 圏の国籍者の場合は、出身国の犯罪記録の抄本が求められる。これらの証明書・抄本は 3 ヶ月以内のものとする）
- 営業許可証記録の抄本或いは営業活動に関するその他の許可証
- 登録事務所の所在地の所有者による同意書（賃貸の場合）。所有者の同意書は 3 ヶ月以内、且つ公証人により証明された署名が必要となる
- 委任状、及び上記書類または申請書の実行に必要なその他の書類 （例えば、弁護士が申請書を提出する場合は、執行機関の各構成員による申請書提出に対する委任状）

実質的所有者の登録

全ての会社は 2018 年 1 月までに、実質的所有者登録へ実質的所有者を登録しなければならない。この登録は登録裁判所によって管理され、一般公開されない。実質的所有者に関する情報は、不正資金洗浄法に基づく顧客の特定に必要な場合にのみ、特定の地方自治体と個人へ共有される。

不動産取得

2011 年 5 月 1 日以降、いかなる外国人も（法人・個人、EU 市民・EU 圏外市民を問わない）、チェコにおいて取得可能な不動産の種類に関し制限を受けない。不動産の購入と譲渡は全て、当該の土地登記所に登録する必要がある。2014 年 1 月 1 日に適用が開始された新民法により「地上物は土地に属する」という考えが導入された。この考えに即して、地上建物は必ず土地所有者の持ち物でなければならない。但し、ある状況下では、地上建物と土地の法的所有者が別個独立することも可能である：(1) 一角の土地の所有者が地上建物の所有者と 2013 年 12 月 31 日時点で一致していなかった場合、(2) 建物とその土地に付帯する各対物訴訟権が異なり、建物の所有権と土地の所有権の合併を阻害している場合、(3) 建物が暫定的な素質を有する場合、(4) 特定の種類の物が位置している土地に属していないと明確に法律で定められている場合（例えば電線、下水道、特定の道路）。土地と地上建物が別個独立の場合、その所有者はお互いに先買権がある（つまり建物の所有者は、第三者に売る前に、土地の所有者に提示する義務がある）。

データ・メールボックス

各法人は、電子データ保管スペース「データ・メールボックス」を有する。商業登記に登録することにより各法人にこのデータ・メールボックスが自動的に設定される。これは、文書の公式電子送付（特に公共機関からの送付）を可能とする目的で、国家が運用するシステムであり、このデータ・メールボックスを介して公共機関と電子通信を行うこともできる。当該の公共機関がデータ・メールボックスにメッセージを送付した日より 10 日間後にメッセージ（公式文書）が受理されたと見なされるので、定期的にこのデータ・メールボックスにログインする必要がある。